

第2期長野県強靱化計画について

危機管理部

1 概要

第1期長野県強靱化計画（計画期間：H28～H29）の実施に伴う検証や、新たに得られた教訓を反映し、第2期強靱化計画（計画期間：H30～H34）を策定する。

2 第2期計画策定のポイント

学識経験者の意見を踏まえ、計画の基本コンセプトは維持

<第1期計画の検証と第2期計画への反映>

- ・各部局・市町村 : 「庁内連絡会議」などにおいて検証・意見を確認
- ・関係機関・学識経験者 : 検証に基づき第2期計画に向けた考えを聴取

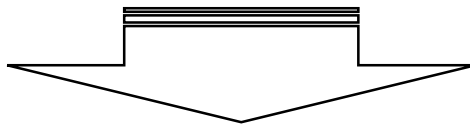
※ 第1期計画で設定を行った87数値目標中、71目標(82%)において達成、又は順調に事業を実施

<災害教訓の活用>

- ・熊本地震を始め国内で発生した大規模災害で得られた教訓を計画に組み入れ

<しあわせ信州創造プラン2.0とのリンケージ>

- ・「学びの県づくり」、「自治の力みなぎる県づくり」の観点を反映



第2期計画

総合目標

多くの災害から学び、いのちを守る県づくり

基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動を停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常生活が迅速に戻ることに

基本的な考え方

広域受援計画を追加

取り組むべき事項

災害からの教訓

- ・熊本地震 ・平成28年台風10号
- ・平成29年7月豪雨 など

起きてはならない最悪の事態、施策

<災害教訓の活用>

- ・地域の連携による「水防意識社会」の構築
- ・スムーズな応援受入のための幹線道路整備
- ・要配慮者が安全に避難するための計画整備 等

<しあわせ信州創造プランとのリンケージ>

- ・様々な機会を活用した防災教育の推進
- ・自主防災組織の活性化、裾野の拡大 等

第2期長野県強靱化計画の概要

○ 総合目標

多くの災害から学び、いのちを守る県づくり

○ 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動が停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る

第1章 計画の基本的事項

策定趣旨

強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、**最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」**を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること

過去の災害からの教訓を踏まえ、最悪の事態を想定する視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靱化計画を策定

計画の性格

大規模自然災害に対する県土の脆弱性を認識し、その克服のため事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における**様々な分野の指針となる計画**

計画の目的

行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靱化への意識が必要

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、**行政、企業、県民が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、県民の生命・財産・暮らしを守る**ことを目的

計画期間

平成30年度から平成34年度

現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）

国計画を参考に、①「起きてはならない最悪の事態」の設定 ②施策、指標の洗い出し ③現状、問題点整理 ④施策を検討 の順に評価を実施

県民の取り組み

「学び」と「自治」の観点から、災害に対し主体的に行動し立ち向かうための県民の取り組みを記載

民間事業者の取り組み

民間事業者における「事前の備え」についても、「起きてはならない最悪の事態」を克服する観点から記載

有識者からの意見聴取

多角的視点からの考察の観点から、各分野の有識者から個別に意見を聴取し、計画に反映

評価・見直し

計画の効率的、効果的な推進、今後発生する災害の検証・見直しの観点から、**PDCAサイクルに基づく施策の見直しを実施**

第2章 基本的な考え方

想定するリスク

- 地震災害 神城断層地震 長野県北部の地震 等
- 土砂災害・水害 平成26年台風8号 平成18年7月豪雨 等
- 火山噴火災害 御嶽山噴火災害 浅間山噴火災害
- 大雪・雪崩災害 平成26年2月大雪災害、昭和36年2月栄村青倉地区雪崩災害

広域連携

1 長野県が広域連携で果たす役割

日本海と太平洋の中間に位置し津波被害がない利点を生かし、県外被災エリアを内陸から支援。県内災害に対しては、首都圏、中京、北陸、東海の各方面から救助や物資等を支援。

県・市町村職員で構成する「長野県合同災害支援チーム」(チームながの)を活用するなど、県と市町村が一体となって県内外の被災地を支援

2 広域受援計画 〔災害教訓〕

災害時における被災団体の受援は従来から議論がなされていたが、熊本地震では国のプッシュ型支援が行われ、物資輸送や受援体制に課題が残された。

これらの課題に対応するため、長野県の広域受援計画を整備

- ① 広域防災拠点計画
広域防災拠点の地理的要件・必要な機能、広域防災拠点から被災地までの連結と整備に関して定める計画
- ② 機能別活動計画
大規模災害に際して、関係諸機関が行うべき業務と各機関の連携方法、広援の受入手順について、時系列に沿って明確にする計画

県民の皆様へ

「起きてはならない最悪の事態」に対し県民が取り組むべきことを、第3章の各節に掲載

第3章 取り組むべき事項

3つの重点項目

- 1 「絆」で生命を守る地域防災力の充実
- 2 地震から命を守る建物の耐震化
- 3 土砂災害から生命を守る対策

災害からの教訓

第1期期間中において発生した大規模災害での課題や教訓とするべき事項を整理し、同様の事象が発生した場合により良い形で対応することを目指す。

○ 熊本地震

被災地に対し長野県として支援を行うとともに、支援を通じて得た教訓は「熊本地震に係る長野県地震防災体制庁内検証会議」等で整理

- ・広域受援計画の策定
- ・地域災害医療活動マニュアルの見直し
- ・医療機関のBCPの策定
- ・避難所における要配慮者への対応

○ 平成28年台風10号

災害時に要配慮者利用施設の利用者が迅速な避難行動ができるよう施設管理者に対し対処計画の策定と訓練の実施を指導

○ 平成29年7月九州北部豪雨

- ・社会全体で洪水氾濫に備える「水防意識社会」の再構築
- ・流木被害を防止するための「災害に強い森林づくり」の推進 等

起きてはならない最悪の事態、施策

第1節 人命の保護

- 1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
(住宅の耐震化)、(無電柱化等)、(都市環境)
- 1-2 多数の者が利用する施設の倒壊、火災による死傷者の発生
(大規模建築物の耐震化)、(県有施設の耐震化)、(学校施設の耐震化等) 〔災害教訓〕
- 1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅など建築物の浸水 (治水対策)、<水防災再構築への取組> 〔災害教訓〕
- 1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生 (土砂災害対策)、<災害に強い集落森林づくり>
- 1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生 (火山防災)
- 1-6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
(避難行動)、(防災教育)、(手話による避難)、(災害時住民支え合いマップ)、<要配慮者に向けた避難計画の策定、訓練の実施> 〔災害教訓〕

第2節 迅速な救助、救急活動等

- 2-1 長期に渡る孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
(道路の落石危険箇所)、(大雪による孤立)、(水、食料等の不足) 〔災害教訓〕
(企業局県営水道の給水車派遣及びペットボトル水備蓄)、(ヘリポート)、<受援のための幹線道路の整備>
- 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
(自主防災組織)、(消防団)、(消防)、(警察)、(自衛隊)
- 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺 〔災害教訓〕
(地域における取組)、(医療通訳)、<災害医療活動方針の策定>、<医療機関BCPの整備促進>
- 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 (災害時における感染予防対策マニュアル)

第3節 行政機能、情報通信機能の確

- 3-1 信号機の停止等による交通事故の多発
- 3-2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な低下
(業務継続計画)、(市町村への技術支援)、(広域応援)、(災害拠点施設の耐震化等)
- 3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止 (電話機能)、(長野県防災行政無線)
- 3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
(テレビ・ラジオ放送)、(長野県防災情報システム)、(長野県大規模災害ラジオ放送協議会)

第4節 ライフラインの確保、早期復旧

- 4-1 電力提供ネットワークや石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
(電力)、(LPガス)、(都市ガス)、(石油類燃料)、(省エネルギー)、(水力発電)
- 4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 (上水道)、(県営水道)
- 4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 (汚水処理施設等) 〔災害教訓〕
- 4-4 地域交通ネットワークが分断する事態 (農道・林道の整備)、<緊急輸送路の確保(流木対策含)>

第5節 流通・経済活動の維持

- 5-1 住サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
- 5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
(高速道路)、(鉄道)、(道路整備)、(道路の維持管理)、(除雪)
- 5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞
(備蓄、物資の供給)、(農業生産基盤の整備と生産、流通の確保)、(農業水利施設等の維持、補修と長寿命化)

第6節 二次的な被害の防止

- 6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次被害の発生(土石流、地すべり、火山噴火)、(調査点検)
- 6-2 ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生 〔災害教訓〕
(県有ダム施設)、<ため池等の防災・減災対策の推進(ソフト対策・老朽化対策・耐震対策)>
- 6-3 有害物質の大規模拡散、流出
- 6-4 農地・森林等の荒廃 (農山村の多面的機能の維持と環境保全)、(森林)
- 6-5 観光や地域農産物に対する風評被害 (風評被害対策)、<海外向け情報提供> 〔災害教訓〕
- 6-6 避難所等における環境の悪化 (避難所)、(保健師等の派遣)、<要配慮者への対応> 〔災害教訓〕

第7節 日常の生活へ

- 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 (道路啓開等)
- 7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
(地籍調査)、(木材の安定供給)、(被災者生活再建支援金)、(地震保険)
- 7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (自主防災組織)